

～ 当院を定期的に受診されている患者さんへ ～

電話診療による処方箋発行のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する観点から、慢性疾患や精神疾患で当院を定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して、電話診療による処方箋の発行ができるようになりました。

※今回の取扱い（電話診療による処方箋発行）は新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえた臨時的な取扱いですので、状況等に変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われることとされています。

1. 対象となる方

慢性疾患や精神疾患により当院で定期的に処方を受けている方
但し、主治医が電話での処方に危険性がないと判断した場合に限ります。
※初診、急性疾患は不可

2. 処方できるお薬

これまで定期的に処方されていた慢性疾患や精神疾患に対するお薬
※お薬の変更や新たな症状に対する処方を行うことができません。

3. お申込み方法等

主治医の外来診察日の前日までに電話にて医事課に申し込みをしてください。（日曜祝日は不可）

（例）：月曜日診療日の場合は土曜日までをお願いします。



< 電話診療が可能な場合 >

⇒ 外来診療日に主治医が直接お電話します。

※電話を受けることができなかった場合、原則として再連絡はお約束できません。

< 電話診療が不可の場合 >

⇒ 外来診療日に医事課より当日の外来診療を受ける旨のお電話をいたします。

4. お薬のお受け取り

電話診療終了後、処方箋をご希望の調剤薬局宛てに FAX 送信します。
4 日以内に調剤薬局にてお薬をお受け取りください。

調剤薬局への F A X 送信時間	午前の電話診療 (11 時 30 分までの診療)	⇒	<u>当日の 13 時ごろ</u>
	午後の電話診療 (11 時 30 分以降の診療)	⇒	<u>当日の 17 時ごろ</u>

5. お 会 計

電話診療に係る費用は、次回来院日にお支払いをお願いします。
(処方箋を調剤薬局に FAX 後、原本を郵送しますので別途送料がかかります。)